

令和7年度糸島市素材写真撮影業務企画提案仕様書

1 業務名

令和7年度糸島市素材写真撮影業務

2 業務の概要

本市では、糸島市の魅力を広く発信することを目的として、テレビ番組や雑誌、Web メディア等からの依頼により、素材として利用できる写真を提供している。本業務は、本市が指定する糸島産食材の収穫・漁獲の様子、食材（物撮り）、食材をメインとした料理の3シーンを撮影し、成果物として素材写真を納品するもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

糸島市内

5 業務内容

業務内容は、次に掲げるとおりとし、業務の実施にあたっては、発注者に具体的な内容の確認及び了承を得て実施すること。

（1）目的

本市の農水産物の写真を以下のとおり撮影する。糸島産食材の旬を捉え、収穫・漁獲の様子、食材（物撮り）、食材をメインとした料理の3シーンを撮影する。また、調理に関しては、フードコーディネーターなどの有識者が企画することとする。

糸島産食材の魅力を発信し、糸島の食の認知度拡大とイメージアップを図るため、以下の食材を選定し、素材写真を撮影する。また、この素材写真をテレビ番組、雑誌、Web 等の多くのメディアが使用することを想定し、本市のPRに繋がる汎用性の高い素材写真を作成する。

（2）本市が指定する食材について

糸島産食材 15 種類

※撮影時期等で食材が変更となる場合は、受注者と協議の上で決定する。

野菜	6 種類	アスパラガス キャベツ キュウリ ナス トマト ブロッコリー
果物	2 種類	イチゴ 温州ミカン
水産物	4 種類	糸島カキ 本鰯 天然真鯛 ふともずく

畜産物	3 種類	糸島牛 糸島豚 たまご
-----	------	-------------------

(3) 撮影方法等について

- ①素材写真については、収穫・漁獲の様子（畑・漁船での撮影）、食材（物撮り）、食材をメインとした料理の3シーンについて、縦構図、横構図いずれも撮影を行うこと。1シーンあたり3枚以上提案すること。
- ②食材の魅力が最大限引き出されるよう、光源や背景などを工夫して撮影し、食材の美しさや美味しさを視覚的に表現し、食欲・購買意欲を刺激するような写真とすること。
- ③収穫・漁獲の様子については、現地取材を基本とし、取材対象者については発注者と協議の上で決定すること。なお、取材先の提案、取材先とのスケジュール交渉は受注者が行うこと。
- ④食材については、可能な限り獲れたての新鮮な状態を撮影すること。
- ⑤調理に関しては、フードコーディネーターなどの有識者が企画し、作成した調理のレシピについても成果品として納品すること。
- ⑥テレビ番組や雑誌、Webなどのメディアへの提供や、観光PRポスター等商用での使用を想定しているため、汎用性が高く編集しやすいものを意識して提案すること。
- ⑦食材の取得費用、取材先への謝金等、撮影にかかる費用はすべて受注者が負担すること。
- ⑧撮影食材及び時期は発注者と協議の上で決定すること。
- ⑨不特定多数が二次利用できるように、肖像権や施設における許可等問題のないものとする。

(4) 撮影形式等について

商用で利用されることを想定し、下記のとおり、高画質・高精細なものとする。

項目	内容
写真	雑誌やポスターなどで利用するため、有効画素数10メガピクセル以上とする。

(5) 納品方法、形態

- ①納品形態 USB3.0 対応ポータブルハードディスクで納品すること。
- ②納品方法
 - ・食材ごとに撮影後、概ね2週間を目途に随時納品すること。この際、納品に使用したポータブルハードディスクは返却する。
 - ・全食材の撮影終了後、委託期間末日までに全ての写真を格納したポータブルハードディスクを納品すること。この際、納品に使用したポータブルハードディスクは返却しない。
 - ・納品写真の受け渡し方法及び納品写真の確認方法については、発注者、受注者と協議の上で決定すること。
- ③納品場所 糸島市役所 ブランド政策課

(6) 成果品の著作権等

- ①成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、発注者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、

所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うものとする。

- ②発注者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく、かつ無償でインターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）、また、第三者に利用させることができるものとする。
- ③撮影にあたっては、基本的に新規撮影を原則とすること。既存の写真を使用する際の手続き等は受注者において行うこと。また、著作権の問題が生じないようにすること。
- ④成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ⑤撮影の際に必要な調整及び撮影許認可等の各種手続きは、受注者において行うこと。

6 その他の要件

- ①本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本事業の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- ②本業務の実施にあたって、発注者及び撮影先と十分な連絡・調整を行うこと。
- ③発注者との調整会議は、糸島市役所会議室もしくは、発注者が指定した場所で行う。
- ④撮影に付帯する経費及び調整会議や打合せ等、本業務実施に係る必要経費は、すべて受注者の負担とする。
- ⑤撮影先、協力者、本業務従事者のトラブルへの対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- ⑥糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- ⑦個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- ⑧関係者の事故や災害等の緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合等においても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- ⑨受注者は、業務の一部を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「令和 7 年度糸島市素材写真撮影業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5 参加資格要件」を満たしておくこと。

7 実績報告書の提出等

- ①受注者は、委託業務完了の日から 10 日以内に、実績報告書に成果物、支出書類、データ等関係書類を添えて発注者に提出する。
- ②受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5 年間はこれを適切に保存しなければならない。
- ③受注者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も 5 年間は、発注者から提出を求められた場合は提出しなければならない。

8 留意事項等

- ①本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- ②本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- ③業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- ④この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議の上で決定するものとする。